

秋厚労ニュース

NO1907号
2019年6月5日
秋田県厚生連労働組合
秋田市山王5-4-2
TEL 018(864)3341
FAX 018(864)3349

年間手当の団体交渉

6月18日

JAビル8階 中会議室

午後1時30分～中央委員会

(ストライキ権批准投票の開票)

午後3時30分～団体交渉

《年間手当に関する要求》

(本俸+調整手当+家族手当+世帯支援手当)×5.0ヶ月

	内訳	支給日	基準日
夏期	2.0ヶ月	7月15日	7月15日
年末	2.5ヶ月	12月15日	12月15日
年度末	0.5ヶ月	3月31日	3月31日

《団体交渉に関連する日程》

6月19日（水）早朝集会など

要求は年間5・0ヶ月

4月6日 2・0ヶ月、年末2・5ヶ月
(土) の中央委員会では、年間手当要求について各支部の討議結果を集約し、話し合いました。
これを基に、今年の年間手当要求は「夏期」として、話し合いを進めました。しかし残念ながら、団体交渉日が決まったのは、団体交渉日が決まりました。

秋厚労は、たくさんの人々が参加しやすいように、団体交渉の日程を早く決めるよう努めています。今回

2月22日でした。

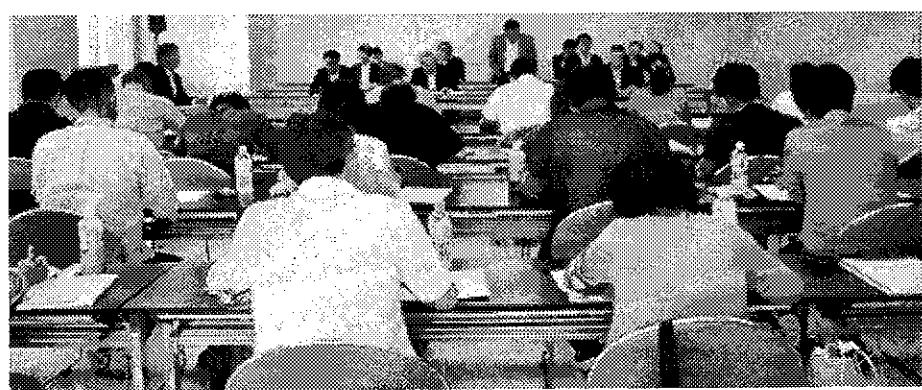
ここ数年、交渉参加人数は徐々に増加。その中で、「忌引き休暇の分割取得」等の要求が実現しました。「内外の人が働きたいと思うような職場」をつくるために、たくさんの人が経営者に現場の状況を伝え、一緒に交渉することが重要です。当日は、職場から代

秋田県厚生連には「58歳以上の不利益（年間手当9割支給、定期昇給の停止、退職金の算定年数から58歳以上の在職年数が除外）」が存在します。秋厚労は全職員に関わる問題として、30年以上改善を求め続け、「58歳以上の不利益」改善を強調しています。

要求への関心示す運動

団体交渉の翌日には、各

支部で「早朝集会」などを開催します。ストライキ権批准投票とあわせて、団体交渉に直接参加できない人が「要求への関心の高さ」を示す運動の一つです。



2018年6月19日の団体交渉の様子